

## 住宅用家屋証明書に係る必要書類一覧(新築家屋、建築後未使用の家屋) ※提出書類は原則写しで構いません。

新築した家屋	建築後未使用の家屋(建売住宅等)※取得原因が売買または競落によるもの
添付書類	添付書類
<p>■次の a ～ c のうちのいずれか + 可能であれば、「表示登記申請書の写し」</p> <p>a. 「建築確認済証及び検査済証」 ⇒区分建物で低層集合住宅である場合は、「低層集合住宅に該当する旨の認定書(租税特別措置法施行令第 41 条第 2 号に係る認定書)」</p> <p>b. 「登記完了証」※電子申請により登記官の押印がないものも可</p> <p>c. 「登記事項証明書」(全部事項証明書)※登記官の押印があるもの ⇒インターネット登記情報サービスにより取得した<u>照会番号及び発行年月日</u>が記載されており、市が当該照会番号及び発行年月日により登記情報を確認できる場合は、当該登記情報をもって登記事項証明書に代えることができます(登記官の押印不要)。</p> <p>■「建物平面図」 床面積のうち居住部分が 90%を超えることを確認できる間取りがわかる図面等</p> <p>▲長期優良住宅の場合 「長期優良住宅の認定申請書の副本」及び「認定通知書」</p> <p>▲認定低炭素住宅の場合 「認定低炭素住宅の認定申請書の副本」及び「認定通知書」</p>	<p>■次の a ～ c のうちのいずれか + 可能であれば、「表示登記申請書の写し」</p> <p>a. 「建築確認済証及び検査済証」 ⇒区分建物で低層集合住宅である場合は、「低層集合住宅に該当する旨の認定書(租税特別措置法施行令第 41 条第 2 号に係る認定書)」</p> <p>b. 「登記完了証」※電子申請により登記官の押印がないものも可</p> <p>c. 「登記事項証明書」(全部事項証明書)※登記官の押印があるもの ⇒インターネット登記情報サービスにより取得した<u>照会番号及び発行年月日</u>が記載されており、市が当該照会番号及び発行年月日により登記情報を確認できる場合は、当該登記情報をもって登記事項証明書に代えることができます(登記官の押印不要)。</p> <p>■「建物平面図」 床面積のうち居住部分が 90%を超えることを確認できる間取りがわかる図面等</p> <p>■「家屋未使用証明書」(原本)</p> <p>■売買の場合 「売買契約(証明)書」、「売渡証明」、「所有権譲渡証明書及び承諾書」等</p> <p>■競落の場合 「代金納付期限通知書」</p> <p>▲長期優良住宅の場合 「長期優良住宅の認定申請書の副本」及び「認定通知書」</p> <p>▲認定低炭素住宅の場合 「認定低炭素住宅の認定申請書の副本」及び「認定通知書」</p>